

第 4387 號公告

九龍佑寧堂法團條例 (第 1032 章)

現依據《九龍佑寧堂法團條例》(第 1032 章) 第 6(2) 條公布，九龍佑寧堂已向行政長官提交使人信納的證據，證明下表第 1 欄所列的人士，已獲委任為該堂的受託人，任期如第 2 欄所示。

第 1 欄

張建華

林秉康

NAM Boo-won

黃章志

黃寶珠

第 2 欄

2015 年至 2020 年

2016 年至 2021 年

2019 年至 2024 年

2014 年至 2019 年

2019 年至 2024 年

2019 年 7 月 12 日

政務主任 (行政) 謝智浩